

COVID-19 感染者が発生した場合の対応事例

2020年5月15日

ジェトロバンコク事務所

下記は、会社内等で COVID-19 の感染者が発生した場合の基本的な対応の流れについて、これまでのタイ保健省の発表^{※文末参照}や個社の対応事例等も参考にしつつとりまとめたものです。

ただし、あくまでも参考例であり、事業所の所在地やタイ保健省/県保健所の担当官の指示およびおよび個社の状況により、対応が異なる場合がございますので、本資料も参考にしつつ、当局によくご相談の上対応いただくよう、ご留意願います。

I. 社員の感染疑義が発生した場合

| 対応内容 | 備考（留意事項等） |
|--|--|
| <p><u>1. 社内で感染疑義のある者の発生</u></p> <p>①自己申告または同僚等から、上司および総務/人事担当等へ報告（自宅待機中に症状（発熱が数日続く等）が出た場合も同様）。</p> | <p>●予め出社基準や会社への通報基準（37.5 度以上の発熱や風邪の諸症状がある場合は出社禁止、症状が2日以内に改善しないまたは悪化する場合は通報 等）を決めておく。</p> <p>●予め社内で感染疑義発生時の連絡体制を構築しておく。</p> <p>●感染症法では、社内で感染者または<u>感染の疑いのある者</u>が発見されてから3時間以内に、保健省疾病管理局または県保健所（会社所在地による）への通報が求められている。</p> <p>（参考）「感染の疑いのある者」……法定の定義ではないが、保健省疾病管理局法務部担当官の説明によると、PUI (Patients under investigation) に関する保健省ガイドラインを参照可能。同ガイドラインによると、37.5 度以上の発熱と呼吸器症状（例：咳、鼻水、喉の痛みまたは呼吸困難）がある患者で、症状発症前14日間に感染者またはその疑いのある者との濃厚</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>接触歴や感染地域への渡航歴等がある者等が含まれる（詳細ガイドライン参照）。</p> |
| <p>2. 医療機関での検査</p> <p>①病院に会社から連絡し、PCR 検査を予約。</p> <p>②感染疑義のある社員は病院で PCR 検査受診⇒結果判明まで病院/病院指定のエリアまたは自宅で待機。</p> | <p>●予め PCR 検査のできる病院を確認しておく。</p> <p>●結果判明までに数日を要するケースもあり。</p> |
| <p>3. 濃厚接触者の仮特定および自宅での待機（経過観察）指示</p> <p>①感染疑義のある社員との濃厚接触者を仮特定し、自宅待機を指示。</p> | <p>○上記 1. 2. の段階で並行して実施。</p> <p>●この時点での左記措置は、個社の判断による感染拡大予防措置であり、対応内容は個社により異なる。</p> <p>●濃厚接触者の仮特定の判断基準として、感染疑義のある社員の発症前 14 日間に「マスク着用等の予防措置なく、『1メートル以内で5分を超える会話』または『囲まれたスペースで15分を超えて、1メートル以内で近接』した者」としている会社もあり。 （あくまでも一例であり、保健省ガイドライン等を参考に個社で判断。）</p> <p>●なお、濃厚接触者の最終的な特定は、感染確定後の保健省/県保健所の検査での担当官の指示に従うこととなる（同一フロア/建物全体の社員が指定されるケース等もある模様）。</p> |

II. 社員の感染（陽性）が確認されて以降

| 対応内容 | 備考（留意事項等） |
|--|-------------------------|
| <p>4. 社員の感染（陽性）確定⇒入院・治療</p> <p>①病院からの陽性反応確定連絡を受け次第、感染社員に入院・治療を指示。</p> | |
| <p>5. 保健省疾病管理局/県保健所へ通報。日本大使館への連絡</p> <p>①会社から保健省疾病管理局または最寄りの県保</p> | <p>●会社内で感染者または感染の疑い</p> |

| | |
|---|--|
| <p>健所に通報。</p> <p>②また、感染者が日本人の場合は在タイ日本大使館領事部にも連絡。</p> <p>(なお、感染者が日本人以外の場合でも、可能な範囲で大使館にも情報提供しておくことが望ましい。)</p> | <p>のある者が発見されてから 3 時間以内に、保健省疾病管理局または県保健所(会社所在地による)に通報。(バンコクは疾病管理局(ホットライン 1422)、他県は最寄りの県保健所へ連絡。)</p> <p>●病院からも保健省への通報がなされる。</p> <p>●左記の他、入居する施設(工業団地、オフィスビル等)で、管理事務所への通報を求めている所もあるため、予め確認しておく。</p> |
| <p><u>6. 濃厚接触者への自宅検疫指示</u></p> <p>① 3. で仮特定した濃厚接触者に 14 日間の自宅検疫を指示。</p> | <p>●仮特定した濃厚接触者にも個社の判断でこの段階で PCR 検査を受診させるケースあり(ただし、病院のキャパや人数にもよる)。</p> <p>●保健省ガイドラインでは、濃厚接触者(8. で当局により最終特定された者)の自宅検疫中、保健省/県保健所から毎日当人への体調確認がなされることとなっている。また、個社の判断で会社への毎日の体調報告を求めるケースもあり。</p> |
| <p><u>7. 社内施設の消毒</u></p> <p>①感染社員が利用した、施設の消毒(勤務フロア、食堂、エレベーター、通勤バス等)。</p> | <p>●消毒作業は外部業者に委託または保健省の基準に従って自社で実施。(当局への通報時に消毒方法のアドバイスを受けておくこと作業がスムーズに進む。)</p> <p>○6. 7. の作業は並行して実施。</p> |
| <p><u>8. 保健省/県保健所の検査</u></p> <p>①保健省/県保健所担当官到着後、これまでの社内での対応経緯を説明(濃厚接触者リストの提出を含む)。</p> <p>②職場の一時閉鎖必要の有無、濃厚接触者の最終特定、追加消毒措置の必要有無等につき、担当官の指示に従って対応。</p> | <p>●担当者到着までに時間がかかるケースあり。それまでに自主的にできる作業や準備は進め、担当官に説明できるようにしておくことが望ましい。</p> |

Ⅲ. 社員の業務再開

| 対応内容 | 備考（留意事項等） |
|--|-----------|
| <p>9. 業務再開</p> <p>①感染社員は、病院での治療終了（陰性確認）後、医師から追加の自宅観察が求められる場合は、その期間が終了した後、職場復帰可能。</p> <p>②濃厚接触者は14日間の自宅検疫終了後（同期間中に症状がなければ）、職場復帰可能。</p> | |

Ⅳ. その他

| 対応内容 | 備考（留意事項等） |
|---|---|
| <p>○従業員への連絡および対外公表</p> <p>①社内感染者が出た場合の全社員への連絡、また、必要に応じて取引先への連絡、対外公表（プレスリリース）等についてもタイミングと方法を検討しておく。</p> | <p>●個社ごとの社員管理方針、取引先との関係、危機管理レベル等に基づき適宜判断。</p> |

※【参考：保健省疾病管理局 COVID-19 関連ガイドライン等】

- ・タイ保健省疾病管理局（DDC）法務部 3/6 発行「感染症法適用ガイドライン」（タイ語）
https://drive.google.com/file/d/1grfTd46dY6iH6pCTydKhhCu0d7LNCX6M/view?fbclid=IwAR30Lv84LSg_2E0xtTSNG5x8KIQK00Lxy8v2OozWhuBCzor2aptMMlNH9s8
- ・タイ保健省疾病管理局（DDC）3/25 通達「Recommendations for Businesses and Workplaces in the Case of Finding COVID-19 Patients」（英語）
https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/file/introduction/22_workplace_owner.pdf
- ・タイ保健省疾病管理局（DDC）2/21 発行「Guidelines for Surveillance and Investigation of Coronavirus Disease 2019 (COVID-19)」（英語）
https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/file/guidelines/G_en_21022020.pdf
- ・タイ保健省疾病管理局（DDC）3/2 発行「Case definition for patients under investigation (PUIs) with COVID-19」（英語）
https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/file/guidelines/G_PUIdefinition.pdf
- ・タイ保健省疾病管理局（DDC）4/13 発行「Case definition for PUI s with COVID-19」（タイ語）
https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/file/g_srrt/g_srrt_130463.pdf

免責事項：本資料はタイ保健省の発表や個社の対応事例等も参考に、あくまでも基本的な対応の事例としてとりまとめたものであり、事業所の所在地やタイ保健省/県保健所担当官の指示および個社の状況により対応が異なる場合がございます。実際の判断に当たっては当局

に相談することをお勧めします。また、制度は随時、変更される可能性があります。お客様に提供した情報の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いかねますのでご了承ください。

以上